

全 建 事 発 第 18 号
平成 23 年 5 月 10 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押 田 彰
〔公 印 省 略〕

東日本大震災に伴う地方公共団体発注工事の前金払の特例について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月 25 日付全建事発第 16 号「東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について」にて、東日本大震災により被災した地域における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 10 分の 5 にするなどの特例が設けられたことを通知いたしました。

この度、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令が 4 月 27 日付で施行され、地方公共団体においても、前金払の割合を 10 分の 5 にすることが可能となり、これを受けて国土交通省より関係都道府県・政令指定都市に適切に運用するように通知されました。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたのでお知らせいたします。

敬具

【添付書類】

別添：東日本大震災に伴う地方公共団体発注工事の前金払の特例について（通知）

（担当）事業部事業企画課 小林
電話：03－3551－9396
FAX：03－3555－3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp